

知的財産案件審理法重要改正条文（2） （弁護士強制代理制度/専門家参加の拡大）

知的財産案件審理法の最新改正条文が2023年2月15日、総統により公布され、同年8月30日に施行された。今回の全面的な改正は、40条が新設、41条が改正され、改正前の法令と比べ、規範の内容が更に重厚になっている。三回に渡る改正条文紹介の二回目となる本稿では、**弁護士強制代理制度、専門家参加の拡大**の重要改正条文について紹介する。

○弁護士強制代理制度

条 項	新設内容
	2023年2月15日
第 10 条	<p>知的財産に関する民事事件において、次に掲げるいずれかの状況があるとき、当事者は弁護士に訴訟代理人を委任しなければならない。ただし、当事者又はその法定代理人が裁判官、検察官又は弁護士の資格を有する場合、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 民事訴訟事件の第一審において、訴訟物の金額又は価額が民事訴訟法第466条に定める第三審に上訴することができる数額を超える場合 専利権¹、コンピュータープログラムの著作権、営業秘密により訴訟に関わる場合の民事訴訟事件の第一審 民事訴訟事件の第二審 起訴前に申し立てた証拠保全命令、保全手続、及び前3号の訴訟事件に起因するその他の事件への申立て又は抗告 前4号の再審事件 第三審である裁判所における事件 その他司法裁判所が弁護士に訴訟代理人を委任すべきと定めた事件（第1項） <p>前項の規定は、次に掲げる各号の事件には適用されない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 代理人報酬の承認の申立て 訴訟上の救助の申立て

¹ 台湾の「専利法」に基づき、「専利」は、特許（中国語：「發明專利」）、実用新案（中国語：「新型專利」）、意匠（中国語：「設計專利」）三種の種類の区分されている。つまり、台湾における「専利権」は三つの権利の総称であり、日本の「特許権」よりも広い意味で使われているので、本稿では特別に「専利権」という用語を用いて解説する。

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>3. 訴訟代理人としての弁護士選任の申立て 4. その他司法裁判所が定めた事件（第2項）</p> <p>第1項第1号の訴訟物の金額又は価額は、一般共同訴訟人において分けて算定する。（第3項）</p> <p>第1項第1号の場合は、訴訟の減縮、変更に起因して、その訴訟物の金額又は価額が当該数額に達しなかったことにより、影響を及ぼすことはない。（第4項）</p> <p>当事者の配偶者、三親等以内の血族、二親等以内の姻族、又は当事者が法人、中央若しくは地方機関であるとき、それに属する専任職員が弁護士資格を有し、裁判所が適切であると判断した場合は、第1項の訴訟代理人となることができる。（第5項）</p> <p>第1項ただし書及び前項の場合は、起訴、上訴、申立て、抗告又は委任の時に疎明しなければならない。（第6項）</p>
<p>第11条</p>	<p>前条第一項本文の事件において、当事者に代理人に委任する資力がないとき、訴訟上の救助に関する規定に基づき、裁判所に対し、訴訟代理人とする弁護士の選任を申し立てることができる。（第1項）</p> <p>当事者が上訴又は抗告を提起し、前項規定に基づき申立てを行うとき、原審裁判所は、訴訟の書類を上級審裁判所に送付しなければならない。（第2項）</p> <p>第1項の訴訟代理人として弁護士を選任する方法は、法務部及び全国弁護士联合会等の意見を参考にして司法院が定める。（第3項）</p>
<p>第12条</p>	<p>第10条第1項の事件は、別段の規定がある場合を除き、訴訟代理人が訴訟行為をすることによって、はじめてその効力を生ずるものとする。（第1項）</p> <p>起訴、上訴、申立て又は抗告について、第10条第1項、第5項の規定に基づかずに訴訟代理人を委任せず、又は第5項の規定に基づき委任したものの裁判所が適当でないと判断した場合、裁判長は、まず期限を定めて是正を命じなければならない。裁判所は、（その者が）期限を過ぎてても是正しないほか、前条第1項に基づく申立てを行わない場合は、決定で、却下しなければならない。（第2項）</p> <p>被告、被上訴人、相手方が第10条第1項、第5項の規定に基づかずに訴訟代理人を委任せず、又は第5項の規定に基づき委任したものの裁判所が適当でないと判断した場合は、裁判長は、まず期限を定めて是正を命じなければならない。（第3項）</p> <p>当事者が前2項の規定に基づき是正した場合、その訴訟行為は、訴訟代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずる。期限を過ぎて是正した場合は、追認をした時</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	から、その効力を生ずる。(第4項)
第13条	<p>第10条第1項本文の事件は、訴訟代理人は期日において当事者と出頭することができ、裁判長の許可を得た後、当事者が口頭陳述を行うことができる。(第1項)</p> <p>前項の許可について、裁判長は、随時、決定で、取り消すことができる。(第2項)</p> <p>当事者が訴訟代理人を委任すべきであるのに委任していない、又は委任した訴訟代理人が出頭していない場合、出頭しなかったものとみなす。(第3項)</p> <p>第1項の場合において、当事者は、自ら次に掲げる訴訟行為をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自白 2. 和解又は調停の成立 3. 起訴又は申立ての撤回 4. 上訴又は抗告の撤回 (第4項)
第14条	<p>訴訟代理人の行った訴訟行為又はそれに対し行われた訴訟行為は、直接当事者本人に対してその効力を生ずる。ただし、訴訟代理人が行った自白又は事実上の陳述について、出頭している当事者本人が直ちに取消し若しくは訂正をする場合、この限りでない。(第1項)</p> <p>訴訟代理人の訴訟行為に関して故意又は過失があったとき、当事者本人は、自己の故意又は過失として同一の責任を負わなければならない。(第2項)</p>
第15条	<p>第10条第1項本文及び第11条第1項における弁護士の報酬は、訴訟費用又は手続費用の一部とし、またその限度額を限定しなければならない。その支給基準は、司法院が法務部と全国弁護士联合会等の意見を参考にして定める。</p>
第16条	<p>第10条第1項第2号から第7号における専利権の訴訟に関わる事件について、裁判長の許可を得た場合、当事者は、専利士（弁理士に類似）に（訴訟代理人である弁護士と）共に訴訟代理人を委任することもできる。(第1項)</p> <p>前項の許可について、裁判長は、随時決定で、これを取り消すことができ、（その取消決定を）訴訟の委任をした者に送達しなければならない。(第2項)</p> <p>第1項の場合において、専利士は、弁護士と共同して出廷して訴訟行為をしなければならない。ただし、裁判長の許可を経た場合は、この限りでない。(第3項)</p> <p>専利士の訴訟行為は、弁護士の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。(第4項)</p> <p>専利士の報酬は、訴訟費用又は手続費用に算入しない。(第5項)</p>
第	<p>第10条、第12条から第14条及び第16条の規定は、参加人について準用する。(第1項)</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

17条	参加人の弁護士及び弁理士報酬は、訴訟費用又は手続費用に算入しない。(第2項)
-----	--

○専門家参加の拡大 (査証制度、専門家証人制度)

(1) 査証制度の新設

条項	新設内容
	2023年2月15日
第19条	<p>裁判所は、専利権侵害事件において、立証されるべき事実の真偽を判断するため、当事者の申立てにより、査証人を選任して、訴訟の相手方又は第三者が所持し、又は管理する書類又は装置設備について査証を行うことができる。ただし、査証の実施に要する時間、費用、又は査証を受ける者の負担が明らかに不相当である場合は、この限りでない。(第1項)</p> <p>前項の査証の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専利権に侵害を受けた又は侵害を受けるおそれがある相当な理由 2. 申立人が自ら又は他の手段により証拠の収集を行うことができない理由 3. 技術審査官に査証人の査証実施への協力を命ずる必要がある場合 4. 査証を受ける目的物とその所在地 5. 立証されるべき事実及びこれと査証により得られる証拠との関係 6. 実施する査証の事項、方法及びその必要性 (第2項) <p>前項第1号から第3号の事項は、疎明しなければならない。(第3項)</p> <p>裁判所は、第1項の決定を行う前に、当事者又は第3者に意見陳述の機会を与えなければならない。(第4項)</p> <p>査証承認の決定には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 査証人の氏名及び査証に協力する技術審査官の氏名 2. 査証を受ける目的物とその所在地 3. 査証を実施する理由、事項及び方法 (第5項) <p>第1項の申立てを却下した決定に対しては、抗告をすることができる。(第6項)</p>
第20条	<p>当事者又は第三者に民事訴訟法第32条各号のいずれかの状況がある場合、査証人になることができない。(第1項)</p> <p>査証人は、前条第5項の決定を受けた5日以内に、次に掲げる各号の事項を書面で開示した上で裁判所に提出しなければならない。裁判所は、(この書面を)当事者又は第三者に送達するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学歴・経歴、専門分野又は専門知識と経験に基づき参加した専利権侵害に関する訴訟事件、非訟事件若しくは裁判所の調停手続の事例

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>2. 直近3年以内に当事者、参加人、補佐人、法定代理人、訴訟代理人又は査証を受ける第三者と学術上若しくは業務上において、分担した又は協力した関係の有無</p> <p>3. 直近3年以内に当事者、参加人、補佐人、法定代理人、訴訟代理人又は査証を受ける第三者からの金銭報酬、若しくは資金援助の有無、及びその金額又は価値</p> <p>4. 当該事件に関して、その他の金銭報酬、若しくは資金援助の有無、及びその金額又は価値（第2項）</p> <p>査証人の忌避については、民事訴訟法第331条から第333条までの規定を準用する。（第3項）</p>
<p>第21条</p>	<p>第19条第5項の決定について、次に掲げる状況のいずれかがある場合、裁判所は、職権で、これを取り消すことができる。</p> <p>1. 第19条第1項ただし書に規定する状況が生じた場合</p> <p>2. 前条第1項の規定に違反した場合</p> <p>3. 前条第2項開示の規定に違反し、査証人の客観性又は公正性に影響を与えるおそれがある場合</p> <p>4. 前条第2項第2号から第4号に規定する利害関係があり、査証人の客観性又は公正性に影響を与えるおそれがある場合（第1項）</p> <p>前項の場合において、当事者又は第三者は、知り得た日から7日以内に、裁判所に第19条第5項の決定の取消しを申し立てることができる。（第2項）</p> <p>前2項の取消しの決定に対しては、不服を申し立てることができない。（第3項）</p> <p>第2項の申立てを却下した決定に対しては、抗告をすることができる。（第4項）</p>
<p>第22条</p>	<p>査証人は、査証を行う前に宣誓しなければならない。宣誓書には、必ず公正かつ誠実な査証を行い、虚偽の査証があった場合には偽証に対する処罰を受けることに同意する旨を記載しなければならない。（第1項）</p> <p>査証人は、査証をするに際し、査証目的物の所在地に立ち入り、書類又は設置設備に対して裁判所の許可を受けた措置をとることができるほか、査証を受ける者に対し、質問をし、若しくは必要な書類の提示を求めることができる。（第2項）</p> <p>前項の査証行為について、技術審査官は、査証人の査証に協力するために、必要に応じて、これを行うこともできる。（第3項）</p> <p>査証を受けるべき当事者が正当な理由なく査証の実施を拒絶又は妨害するとき、裁判所は、状況を斟酌し、立証されるべき事実に関する申立人の主張を真実と認めることができる。（第4項）</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>前項の場合において、裁判所は、当事者に弁論の機会を与えてから、はじめて裁判の基礎とすることができる。(第5項)</p> <p>査証を受けるべき第三者が正当な理由なく査証の実施を拒絶又は妨害するとき、裁判所は、決定で、NT\$10万以下の過料に処することができる。(第6項)</p> <p>前項の決定に対しては、抗告をすることができる。抗告中は、執行を停止しなければならない。(第7項)</p>
<p>第23条</p>	<p>査証人は、査証を実施した後、査証報告書を作成し、裁判所に提出しなければならない。(第1項)</p> <p>裁判所は、査証報告書を受取った後、写し又は電子ファイルを査証を受けた者に送達しなければならない。(第2項)</p> <p>査証報告書が営業秘密に関わる場合、査証を受けた者は、査証報告書の写し又は電子ファイルの送達後14日以内に、裁判所に対し、査証報告書の全部又は一部を当事者への開示を禁止することを申し立てなければならない。(第3項)</p> <p>裁判所は、前項の申立てについて正当な理由の有無を判断するために、必要があると認めるとき、訴訟代理人又は査証を受けた者の同意を得た訴訟関係者に対し、査証報告書の全部又は一部を開示するほか、非公開の方式をもってその意見を聴取することができる。(第4項)</p> <p>前項の場合において、裁判所は、査証報告書を開示する前に、査証を受けた者に通知しなければならない。査証を受けた者が通知を受けた日から14日以内に、査証報告書の開示対象者に対する秘密保持命令の発令を申し立てたとき、申立ての決定が確定する前に、開示してはならない。(第5条)</p> <p>第3項による開示禁止の原因が消滅した場合、開示の禁止を受けた者は、裁判所に対し、決定の取消しを申し立てることができる。(第6条)</p> <p>第3項及び前項の決定に対しては、抗告をすることができる。第三項の申立てを却下した決定及び前項の申立てを認めた決定について、抗告中において、裁判所は、査証報告書を当事者に開示してはならない。(第7条)</p>
<p>第24条</p>	<p>前条第3項の場合において、査証を受けた者が期限を過ぎても申立てを行わず、又は査証報告書の開示禁止が裁判所より決定されていない場合、当事者は、裁判所書記官に対し、査証報告書若しくはその電子ファイルの全部若しくは一部の閲覧、謄写、撮影若しくはその他の方式による複製、又は費用の予納により査証報告書の全部若しくは一部の謄本、写し、抄本若しくはその電子ファイルの交付を申し立てることができる。(第1項)</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	前項の規定を除き、何人も、裁判所書記官に対し、申立てをすることができない。(第2項)
第25条	<p>査証人であった者が証人となる場合、その査証の実施により知得した営業秘密事項について、証言を拒むことができる。(第1項)</p> <p>前項の状況において、査証人の秘密（保持）責任が既に免除されている場合は、証言を拒否してはならない。(第2項)</p>
第26条	査証人に関する日当、旅費、報酬及びその他の査証の実施に必要な費用は、鑑定人の規定について準用するほか、訴訟費用の一部とする。
第27条	第19条から前条までの規定は、コンピュータプログラムの著作権、営業秘密の侵害事件に準用する。

(2) 専門家証人制度の追加

条項	<p>新設内容</p> <p>2023年2月15日</p>
第28条	商業事件審理法第47条から第52条及び第75条の規定は、知的財産民事事件について準用する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。